

**放送を巡る諸課題に関する検討会**  
**地域における情報流通の確保等に関する分科会**  
**「ケーブルテレビWG」開催要綱（案）**

**1 背景・目的**

本WGは、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「地域における情報流通の確保等に関する分科会」（以下「分科会」という。）の下に設置される会合として、ケーブルテレビについて、その特性をふまえつつ、災害時・平時における地域情報の充実・アクセスの確保や、期待される役割・将来像等について検討することを目的とする。

**2 名称**

本WGは「ケーブルテレビWG」と称する。

**3 主な検討項目**

ケーブルテレビを取り巻く環境の変化等を踏まえ、地域における情報流通の確保等の観点から、以下の事項を検討する。

- (1) ケーブルテレビの現状と課題
- (2) ケーブルテレビに期待される役割・将来像
- (3) 上記(2)の実現に必要な取組

**4 構成及び運営**

- (1) 本WGの主査は、分科会長が指名する。本WGの構成員及びオブザーバーは、主査が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (3) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集する。
- (4) 主査は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

**5 議事の取扱い**

- (1) 本WGの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。

- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 その他

本WGの庶務は、情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室が行うものとする。